### ●介護認定の流れ

介護サービス、介護予防サービスを利用するには「要介護認定」を受けて、 介護や支援が必要であると認定を受ける必要があります。

「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要なのかを判断するための審査です。

※要介護認定は、事業対象者の決定を受けている人も申請できます。

### 0申請する

申請は本人のほか家族もできます。

#### 申請に必要なもの

- □ 要介護認定申請書
- □ 介護保険被保険者証
- □ 申請に来られる方の身分証 マイナンバーカードや 運転免許証など

申請の際、主治医の氏名・医療機関名・所 在地・電話番号について記入する欄があ ります。かかりつけ医の診察券などをお 持ちください。

申請窓□ 保健福祉課 介護高齢係 出雲崎町地域包括支援センター

### ②訪問調査を受ける

### 訪問調査

訪問調査員が心身の状態や日中の生活、 家族・居住環境等聞きとり調査を行うた め、ご自宅等を訪問します。

#### 主治医意見書

町の依頼で、主治医が意見書を作成しま す。主治医は本人の心身の状況について 記載します。

### コンピューター判定(一次判定)

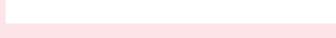
聞き取ったデータを入力して行います。

### 介護認定審査会(二次判定)

訪問調査の結果と主事意見書をもとに、 介護認定審査会が審査・判定します。 (出雲崎町は長岡市と合同で審査会を設 置しています。)

#### ★訪問調査を受けるときのポイント★

- ●伝えたいこと(困っていること)はメモし ておく
- ●本人だけでなく、介護している人も同席する
- ●24時間通しての普段の様子を伝える(夜 間の様子なども 伝える)



ケアプランに基づいてサービスを利用します。

0サービスを利用する

### 介護予防・生活支援サービス事業

(事業対象者)(P.43参照)

一般介護予防事業(P.15参照)

# (介護サービス計画)

サービス事業所や地域包括支援センターに依 頼をして、本人の身体状況に合わせた介護(介 護予防)サービス計画を作ります。

### 生活機能の 低下がみられる

(事業対象者)

自立した生活が 送れる



### 本チ エッ クリ

#### 要介護1~5の方(P.39参照)

在宅や施設で「介護サービス」が利用できます。

#### 要支援 1・2 の方(P.39参照)

身体機能を維持・改善するための「介護予防サー ビス」または「介護予防・生活支援サービス」が利

### 要介護6 要介護4

**❷認定•結果通知** 

要介護3

要介護2

要介護①

要支援②

要支援① 非該当

#### 介護認定

介護が必要な度合い

審査結果に基づき、介護が必要な度合いを町が認 定します。

#### 結果通知

認定結果は、原則として申請から30日以内に、町 から通知されます。認定に30日以上かかる場合は、 延期通知を送付します。

要介護認定は有効期間があります。 サービス利用を継続する場合、 期間終了前に、申請が必要です。

## サービスを選ぶ

用できます。

非該当(自立の方)